

8／1（月）の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～



新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 8月1日（月）15時00分

発表項目 (行事名)	北海道内の国有林及び道有林における令和4年度狩猟期間の対応について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	発表場所
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年11月20日に発生した、狩猟者の誤射による北海道森林管理局職員の死亡事故を踏まえ、北海道森林管理局、北海道及び北海道獵友会では、3者で連携し、銃猟安全対策に取り組んでいるところです。 　　今年度の狩猟期間においても、森林内作業者等の安全確保の徹底を図るため「銃猟立入禁止区域」を設定し、銃猟安全管理に取り組むとともに、狩猟者に対しても徹底した安全行動を求めることにより、昨年同様、「銃猟立入禁止区域」以外での「平日の一般銃猟」を可能としますのでお知らせします。 　　また、エゾシカ捕獲対策についても、引き続き連携して取り組んでまいります。 ○ 詳細は、別紙1及び別紙2のとおりです。 		
参考			

報道（取材） に当たって のお願い	令和4年度（2022年度）の狩猟期の安全確保に向け、積極的な広報をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付		

担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（担当者：課長補佐 車田） TEL：011-231-4111（内線24-384）ダイヤルイン：011-204-5205
-------------	--

北海道内の国有林及び道有林における令和4年度狩猟期間の対応について

令和4年8月1日
北海道森林管理局
北海道
北海道獵友会

平成30年11月20日に発生した、狩猟者の誤射による北海道森林管理局職員の死亡事故を踏まえ、北海道森林管理局、北海道、北海道獵友会の3者が連携し、銃猟安全対策に取り組んでいるところです。

今年度の狩猟期間においても、森林内作業者等の安全確保の徹底を図るため「銃猟立入禁止区域」を設定し、以下のとおり3者が連携して銃猟安全管理に取り組むとともに、狩猟者に対しても徹底した安全行動を求めることにより、昨年同様、「銃猟立入禁止区域」以外での「平日の一般銃猟」を可能としますのでお知らせします。

また、エゾシカ捕獲対策についても、引き続き連携して取り組むこととしています。

記

1 安全管理に関する取組

(1) 銃猟の安全管理の徹底について

- 北海道エゾシカ対策推進条例に基づく地域協議会において、関係機関により狩猟事故の防止について協議し、森林内での銃猟安全対策の徹底を図ることとします。
- 狩猟解禁日に合わせて、全振興局管内で関係機関合同による狩猟パトロールを実施するなど、狩猟期間前半における安全管理の取組みを強化するほか、不法投棄が集中して発生した地域におけるパトロールを重点的に行うとともに、警察との連携により違反行為に対して厳しく対応します。
- 狩猟免許更新、狩猟者登録、獵友会支部総会などあらゆる機会を利用した、銃猟安全の徹底を強く呼び掛けます。
- 北海道獵友会においては、事故再発防止に組織を挙げて取り組んでいくこととし、引き続き、実猟研修・練習射撃等を実施し、会員の指導強化に取り組みます。

(2) 国有林（北海道森林管理局）及び道有林の対応

- 国有林及び道有林においては、森林作業や一般的なレクリエーションなどの入林が見込まれる区域を「銃猟立入禁止区域」とし、当該区域に通じる全ての林道等の入り口にはゲートを、事業地等の周辺には、パイロンコーン等を設置することとし、さらに、「発砲禁止」ののぼり旗、注意喚起看板等を設置（色、表示内容を統一）することにより、森林内作業者等の安全を確保するとともに、狩猟者等への注意喚起を徹底します。

道有林における令和4年度狩猟期間の対応について

令和4年（2022年）8月1日

北海道水産林務部

1 銃猟安全対策の充実強化について

- (1) 北海道森林管理局及び北海道獵友会と連携し、銃猟目的の入林手続きや狩猟者登録などあらゆる機会を通じて入林規制や法令及びマナーの遵守と徹底を呼びかけます。
- (2) 関係機関と合同で安全パトロールを実施し、銃猟立入禁止区域での発砲などの違反行為者に対しては、その後の銃猟目的での入林を認めないと厳しく対応します。

2 森林内作業者の安全対策について

森林室職員は、蛍光オレンジ等の目立つ色の服装の着用や鈴、ホイッスルの携行を徹底し、道有林内で作業する事業体等には、目立つ色の服装の着用を要請します。

3 銃猟立入禁止区域について

- (1) 森林作業や一般入林者が多い箇所等は、銃猟立入禁止区域に設定し、林道等をゲート等により閉鎖するほか、国有林と統一したデザインののぼりや注意喚起看板等を設置します。
- (2) 道ホームページで、国有林と道有林の銃猟立入禁止区域について情報提供します（北海道森林管理局ホームページへのリンク）。

4 一般入林者の制限について

狩猟期間中は、狩猟目的以外の一般の方々の入林は控えて下さるようお願いします。